

# 令和3年度 大津市立膳所小学校PTA

# 定期総会資料

(書面表決)

実施 令和3年5月

第1号議案	令和2年度	事業報告	・・・・・・・・・・	2ページ
第2号議案	令和2年度	決算	・・・・・・・・・・	6ページ
第3号議案	令和3年度	活動スローガン(案)	・・	9ページ
第4号議案	令和3年度	事業計画(案)	・・・・	10ページ
第5号議案	令和3年度	会費(案)	・・・・・・・・	12ページ
第6号議案	令和3年度	予算(案)	・・・・・・・・	12ページ
第7号議案	会則の改正	(案)	・・・・・・・・	13ページ
その他資料	令和3年度	役員等名簿	・・・・・・・・	21ページ
		会則、細則、組織図	・・・・・・・・	23ページ

第1号議案 令和2年度 事業報告 1/3

月	全体	役員	事務局
4	入学式 一斉休校 校内活動の自粛	入学式挨拶 まちづくり委員会 膳所学区体育振興会調整会議 校長室訪問、三役会	事務作業 第1回三役会
5		人権推進協議会理事会	
6	学校再開	膳所ブリングアップ地域定例会 膳所ブリングアップ地域パトロール事務処理	運営委員会 (LINE) 事務作業 総会資料準備
7	書面総会	学校運営協議会、まちづくり委員会 膳所ブリングアップ地域定例会、 膳所ブリングアップ地域パトロール 事務局、委員会手伝い	書面総会 事務作業
8	環境整備	★まちづくり委員会 膳所ブリングアップ地域定例会 膳所ブリングアップ地域パトロール 大津少年センター補導活動 事務局、委員会手伝い	環境整備準備・受付・片づけ
9		人権推進協議会理事会、 会長会、三役会 CDボランティア ★活動	第2回三役会 企画厚生委員のお手伝い 事務作業
10	運動会 運営委員会	人権推進協議会理事会 膳所学区文化祭 運動会(設営・受付・整備)、会計監査 ★活動	運動会準備・受付・片づけ 運営委員会 事務作業
11		膳所学区文化祭 CDボランティア ★活動	事務作業
12	運営委員会 役員等立候補受付開始	会長会 膳所市民センター大掃除 CDボランティア ★活動(まちづくり委員会無し)	運営委員会 事務作業
1		卒業アルバム検討委員会 CDボランティア ★活動	新1年生説明会の準備 事務作業
2	運営委員会 選考委員会	学校運営協議会 卒業アルバム等選定委員会 CDボランティア ★活動	運営委員会・選考委員会 事務作業
3	役員顔合わせ・引継ぎ 卒業式	人権学習会 会計監査 ★印活動	役員顔合わせ・引継ぎ 事務作業

第1号議案 令和2年度 事業報告 2/3

月	企画厚生委員会	学年広報委員会	地区安全委員会	改革推進委員会
4			資源回収実施のお知らせ配布	
5			<随時> 一括資源回収(毎月) 収益の集金、分配	
6			地区安全委員会総会 兼 第一回地区安全委員会開催(書面)	
7			立ち当番シフト表配布 第二回地区安全委員会開催(書面)	
8	代替イベント準備 (アマビエアート)	環境整備(撮影)		
9	アマビエアート準備 代替イベント準備 (2回目企画)	ベルマーク通信発行 カートリッジ(ベルマーク)発送	ストップマーク発注、配布	
10	アマビエアート展示 (運動会にて)	運動会(撮影、飲料配布) 運営委員会 ベルマーク集計(代替)	ストップマーク貼り付け	LINE会議 (前年度会長ヒアリング) 活動の棚卸し
11	代替イベント準備 (オリジナル マスクケース配布)	ベルマーク発送		LINE会議 (活動の精査)
12	マスクケース準備	運営委員会 広報誌発行 ベルマーク商品発注(R1分)	第三回地区安全委員会 開催(書面)	運営委員会 (経過の報告)
1	マスクケース配布	卒業アルバム検討委員会	新正副委員長、新委員・ 地区調整連絡係決定	
2		運営委員会 卒業アルバム検討委員会 ベルマーク発送		運営委員会 (改革方向性の提言) 会則・細則改正の検討
3	引継ぎ	引継ぎ 卒業式(花束手配) ベルマーク通信2号発行	新旧正副委員長引継ぎ	引継ぎ

令和3年2月13日

大津市立膳所小学校PTA  
運営委員会 御中

改革推進委員会

### 令和3年度以降のPTA運営について(提言)

本校PTAでは、令和元年度、「できる人が」「できる事を」「できる時に」「親にとっても楽しく」をテーマとして、組織の在り方や活動内容を変えていく「改革」に取り組み始めました。

「改革」の進捗管理を適切に行い、時代に即したPTA活動としていくことができるよう、方向性の見直し等を行うため、令和2年9月、運営委員会において特別委員会として「改革推進委員会」(以下「本委員会」といいます。)が設置され、同10月からPTA業務の棚卸しを行うとともに、「改革」の方向性等について議論を行ってきました。

このたび、本委員会において、標記の件にかかる方向性を取りまとめましたので、下記のとおり提言します。

#### 記

#### 1 丁寧な説明と意思確認の徹底

PTAは任意の団体であり、その入会及び退会は、会員の資格を有する方の自由意思により決められるものです。入会及び退会の意思表示を行うための手続きを整え、意思確認を行うとともに、丁寧に説明を行うべきです。また、学校との関係に関して、会費について委託して徴収することや、個人情報の提供を受けること等についても説明し、入会の意思確認と合わせて同意を得るよう努めるべきです。

#### 2 学校主催事業とPTA事業との整理明確化

学校等における各種事業のうち、学校が主催し、本来業務として行う事業については、学校が主体的に行い、責任をもって完結すべきものです。学校とPTAとの連携・協力は大切なことですが、前例踏襲等により、整理が不十分なまま学校主催事業の一部について、PTAが主体的に行っている事例も見受けられます。会員数が減少し、社会状況も変わる中、PTAのマンパワーにも限りがあり、その事業については選択と集中により厳選すべきです。今一度、事業の主体を明確化するとともに、学校主催事業について真にPTAの協力を仰ぐ必要がある場合は、正式に依頼して行うべきです。

#### 3 オンライン対応の推進

新型コロナウイルス感染症防止のため、既に総会の書面決議のほか、役員等の情報のやり取りについてはLINEを始め、オンライン対応しているところですが、このことにより大きな負担軽減にもつながっています。今後も、学校を含め、積極的なオンライン対応に努めていくべきです。

#### 4 代替活動の見直し

令和2年度、役員等の人数が減り、その負担を減らすため、会員が希望する各種事業に参加することで役員等を免除する「代替活動」制度を拡充しました。しかし、代替活動を希望された方について、年間を通じて事務局において情報を管理する必要があること、事業前には再度の参加確認を行う必要がある上、当初希望されていても参加できない方も多く、逆に事務局の負担が増えたこと、結果的に改革のテーマに沿った活動となっていないことなどから、見直しを行うべきです。最初に代替活動の希望を確認し、年間を通じて管理するのではなく、事業の都度、全会員に協力を募り、参加できる人が、できることをやるような体制としていくべきです。

#### 5 個別事業の見直し

P T Aの業務については、その目的に照らし、本当にP T Aが行うべき事業であるか不断の見直しを行うべきです。本委員会では、別添「業務の棚卸シート」を用い、整理を行いました。主だったものについて、いくつか例を挙げます。

外部団体が主催する研修などについては、可能な限り広く会員に開催の周知を行い、参加できる体制を整えるとともに、会議や研修に参加した場合は、その成果を参加者個人が得るに留めず、P T Aだよりなどを通じて会員に還元するべきです。

「ぜげ小まつり」については、令和元年度まで毎年開催してきましたが、この形にこだわらず、令和2年度に実施したアマビエアートなどのように、できる範囲での企画を模索するべきです。

通学路の立ち当番については、シフト作成の負担に加え、改革のテーマに沿った形でないことから、当番制に替えて、できる人が、できる時に柔軟な見守りを行っていく形に移行し、P T Aだよりなどで周知するとともに、地域団体等にも協力を求め、連携していくことが大事です。

一方で、資源回収については、各自治会や他校園、業者などの関係者と連携して実施しているため、P T Aのみで性急な見直しを行うことは難しいものですが、より良いあり方を模索するため、関係者と地道に協議を行っていくべきです。

#### 6 組織の見直し

個別事業と合わせ、その所掌事項を見直すとともに、必要に応じて組織体制についても見直しを行うべきです。「学年委員会」の枠組みについては、各学年からの選出にこだわらず柔軟な選出が可能となるように廃止することも考えられます。また、名称がその業務を端的に表すように「学年広報委員会」は「広報委員会」に、「企画厚生委員会」は「企画委員会」に改める方が良いでしょう。

#### 7 会則等の改正検討

会則については昭和59年に施行されてから一部改正を重ねてきましたが、不整合のある箇所や、実態と乖離している箇所も多く見受けられることから、今一度、P T Aの目的を問い直し、方針、活動に関しても合わせて見直す必要があります。また、個別事業や組織の見直しに応じて、会則や細則において必要な改正を検討するべきです。

令和2年度 膳所小学校PTA一般会計 決算書

収入の部 (単位:円)

科目	予算額	決算額	備考
前年度繰越	1,741,105	1,741,105	令和元年度より繰越
P T A 会 費	1,650,000	1,625,000	会員1人あたり250円/月
利 息	0	12	
補 助 金	0	9,666	市P連コロナ対策補助金(消毒用アルコール購入費)
そ の 他	0	12,605	差額返金等
合計	3,391,105	3,388,388	

支出の部 (単位:円)

科目	予算額	決算額	備考	
運 営 費	会 議 費	10,000	0	
	旅 費 交 通 費	10,000	0	
	事 務 費	350,000	208,798	事務消耗品、コピー機リース料、消毒用アルコール等購入費
	通 信 費	30,000	19,661	携帯電話使用料、書類郵送料
	分担金、負担金	170,000	139,390	県P・市P会費、安全会会費、地域団体参加負担金
	慶 弔 費	30,000	0	
	交 際 費	30,000	0	
	修 繕 費	20,000	0	
事 業 費	委員会活動費	120,000	82,095	各委員会活動費、事務局活動費等
	環境整備費	880,000	384,729	空気清浄機購入費、親子環境整備配布ドリンク代
	広報誌発行費	250,000	100,650	PTA広報誌「ぜぜ」発行費(1回分)
	卒業記念品費	180,000	150,833	音楽会CD製作費、卒業証書ホルダー等寄贈品購入費
	ぜぜ小まつり補助金	100,000	112,482	まつり中止に伴い、代替としてオリジナルマスクケース購入
	安全対策費	240,000	114,925	草刈り機傷害共済、ストップマーク購入費
	ベルマーク事業費	20,000	2,196	ベルマーク関係郵送料等
教育振興費	300,000	255,185	コロナ対策ペダル式ゴミ箱購入費、印刷室大判プリンタレンタル料等	
備 品 費	60,000	0		
サークル活動補助金	0	0		
予 備 費	591,105	0		
次年度繰越金	0	1,817,444	令和3年度に繰越	
合計	3,391,105	3,388,388		

令和2年度 膳所小学校PTA資源回収費会計 決算書

収入の部 (単位:円)

科目	決算額	備考
前年度繰越	201,669	
一括資源回収	92,473	184,943円のうち、膳所小学校分配率50/100
個別資源回収	18,000	別保三丁目二区、別保三丁目一区、下清水町、池の内東
利息	2	
合計	312,144	

支出の部 (単位:円)

科目	決算額	備考
次年度繰越金	312,144	
合計	312,144	

以上のとおり、令和2年度膳所小学校PTA一般会計、資源回収費会計の決算を報告いたします。

令和3年3月29日

会計

氏名・印影はWEB  
では公表しません。

会計

氏名・印影はWEB  
では公表しません。

令和2年度 膳所小学校PTA会計監査報告

令和2年度膳所小学校PTA一般会計、資源回収費会計について、会計帳簿及び証拠書類等を監査した結果、適正かつ正確に執行されていることを認めます。

令和3年3月29日

会計監査

氏名・印影はWEB  
では公表しません。

会計監査

氏名・印影はWEB  
では公表しません。

## 令和2年度 一括資源回収費 収支報告

### 【収入】

#### 資源回収金

西山商店	R2年3月～R3年2月	22,319
福山商会	R2年3月～R3年2月	6,660
合 計		28,979 (A)

#### 大津市再生資源利用促進事業補助金

西山商店	R元年度後期	60,192
	R2年度前期	50,718
福山商会	R元年度後期	26,088
	R2年度前期	18,966
合 計		155,964 (B)

収入合計 (A) + (B)

**¥184,943**

### 【支出】

#### 分配金

膳所小学校	92,473
粟津中学校	64,730
膳所幼稚園	27,740
合 計	184,943

支出合計 **184,943**

上記の通り報告します。

令和 3 年 3 月 6 日

地区安全委員

氏名・印影はWEB  
では公表しません。

令和2年度 膳所小学校PTA資源回収会計について、会計帳簿類を監査した結果、すべてにおいて適正かつ正確に執行されていることを認めます。

令和 3 年 3 月 6 日

会計監査

会計監査

会計

氏名・印影はWEB  
では公表しません。



第3号議案 令和3年度 活動スローガン (案)

---

# わたしたち P T A は、ぜぜっ子応援団

---

みなさんは、「P T A」に対して、どんなイメージをお持ちでしょうか？

子どもが学校に通っていたら、入らなければいけない？

それから、一度は役員をやらないといけない？

役員になったら、負担が大きくて大変？ 面倒くさい？

そもそも何をやっているのかわからない？

それって、本当にP T Aの「本来の姿」でしょうか？

P T Aは、19世紀のアメリカで、保護者の自発的な活動として始まりました。

子どもたちの保護者と、学校の先生方が、同じ目線に立って、子どもたちが安心して、安全に学ぶことができるように、そんな願いを持った人たちが、完全に自由意思で活動する、ボランティア活動です。

役員なんて、できなくてもいいんです。

活動に、なかなか参加できなくてもいいんです

膳所小学校の子どもたちを応援したいという思いさえ持っていれば、私たちは、「P T A」という仲間であり、同志です。

膳所小学校のP T Aでは、そんな思いのこもった活動を続けていくことができるように、令和元年度から、「できる人が」「できる事を」「できる時に」「親にとっても楽しく」をテーマに、改革に取り組んできました。

今年度は初めて、役員等を選ぶのに、抽選などを一切していません。自ら取り組む意思を示した人ばかりです。また、全員参加ではないことを明らかにし、自由意思でP T Aに入ることを選んでいただきました。

まだまだ改革は道半ばではありますが、仲間であり、同志である「P T A」は、子どもたちのささやかな「応援団」として、明るく活動していきます。

そう、「P T A (わたしたち) は、ぜぜっ子応援団」なのです。

第4号議案 令和3年度 事業計画(案) 1/2

月	役員等	企画委員会
4	1年生保護者役員等選出 会則改正案意見募集	
5	総会(書面表決)	
6	オンライン通知開始	
7		
8		環境整備(石ころ拾い大会)
9	ベルマーク整理(ボランティア活用)	
10		映画会実施
11	ベルマーク発送	
12	次年度役員等立候補受付開始	
1		
2	次年度役員等選出	
3	ベルマーク物品購入 次年度へ引継ぎ	卒業式花束手配 次年度へ引継ぎ
備考	毎月のまちづくり委員会ほか対外会議等出席 都度、庶務・会計事務	時期未定で、子どもたちのためのイベント等を検討

第4号議案 令和3年度 事業計画(案) 2/2

月	広報委員会	地区安全委員会
4	活動内容、計画制作	第1回地区安全委員会(書面開催) (資源回収、年間行事について)
5		
6		立ち当番に代わる活動検討
7	広報誌発行(教職員一覧)	第2回地区安全委員会(ストップマークの配布) 夏のパトロール(膳所ブリングアップからの依頼)
8	環境整備(撮影)	
9		
10	運動会(撮影)	
11		
12	広報誌発行	冬のパトロール(膳所ブリングアップからの依頼)
1		第3回地区安全委員会)
2		地区安全委員正副委員長選出会
3	広報誌発行 次年度へ引継ぎ	新旧正副委員長引継ぎ会
備考	P T A だより随時発行	毎月第2日曜 一括資源回収

第5号議案 令和3年度 会費(案) 年額3,000円(月あたり250円)

第6号議案 令和3年度 予算(案)(一般会計)

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
前年度繰越	1,817,444	令和2年度から繰越
会費	1,179,000	会員数393人(P会員352人、T会員41人)×250円×12か月
合計	2,996,444	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
運営費	会議費	100,000 総会資料印刷代
	旅費交通費	10,000 会議・講習会・対外活動等参加旅費交通費
	事務費	150,000 コピー機・印刷機リース料、文房具、消耗品等
	通信費	100,000 電話使用料、郵送料、LINE公式アカウント有料版等
	分担金、負担金	150,000 県・市PTA連合会会費、地域団体等負担金等
	交際費	30,000 地域行事参加費等
事業費	環境整備費	100,000 グラウンド清掃、水槽管理費等
	広報誌発行費	400,000 PTA広報誌「ぜぜ」発行費(3回分)
	卒業記念品費	200,000 音楽会CD、証書ホルダー、卒業式関連花代等
	イベント等実施費	150,000 子どもたちのためのイベント開催等
	安全対策費	200,000 ストップマーク、保護者カード等
教育振興費	200,000 児童活動支援	
備品費	60,000 PC周辺機器等	
小計	1,850,000	
予備費	1,146,440	
合計	2,996,440	

<予算のポイント>

- ・支出科目を実態に合わせて整理。
- ・PTAからの案内等について、学校ホームページに掲載の上、LINE公式アカウントで通知するための予算を計上し、印刷費や紙の削減、会員の利便性に寄与。
- ・非会員や地域にもPTA改革への理解をいただく必要があることなどから、広報誌の発行を3回に。

第7号議案 会則の改正（案）

## 大津市立膳所小学校PTA会則 改正（案）の概要

### 1 背景と、改正の目的

大津市立膳所小学校PTA会則（以下「会則」といいます。）は、昭和59年に制定されてから一部改正を重ねてきたことで、全体として不整合な点が多く見られます。また、全国的には、PTAの加入や役員選出における強制や、個人情報保護法の成立に伴う個人情報の取り扱い、学校との適切な関わり方などについて問題とされてきており、本来のPTAのあり方に立ち返って改革が求められているところです。

これらの問題に対応していくため、会則の改正を行おうとするものです。

### 2 主な改正のポイント

#### (1) 全文改正と、わかりやすい表現

一部改正を繰り返し、全体的な整合が取れていないこと、今のPTAが置かれた時代、状況に合わないことから、一部改正ではなく、全文改正としました。また、文体を「です・ます」調にして、わかりやすい表現に改めました。

#### (2) 前文の創設と、目的などの明確化

前文で「理念、方針」をうたい、本文の「目的、活動」と分けて整理し、わかりやすくしました。改めて「子どもたちのために」有志が活動するものであることを強調しました。（前文、第3条、第4条）

#### (3) 自由意志による参加と、子どもの平等

PTAは、「自由意志」で参加するものであることを前文で示し、そのために会員の資格や、入退会などを定めました。また、会員・非会員どちらの子どもであっても差別されないことを明らかにしました。

（前文、第5条、第6条、第7条）

※細則では、誰もが「免除」を希望できるようにし、役員などが強制されることがないようにします。

#### (4) 役員などの位置付けの見直し

会員みんなで「できる人が」「できる事を」「できる時に」するため、役員などを最低限とし、事務局を廃止し、組織構成をシンプルにするため、庶務・会計を「役員」としました。また、これまで定められていなかった「役員会」の位置付けを明らかにしました。（第9条、第11条）

#### (5) 個人情報の取り扱い

すでに個人情報保護方針及び取扱細則を作成済ですが、会則でも触れることにしました。（第23条）

### 3 事前意見募集結果

今回の会則改正は、これまでにない大きな改正となるため、正式に議案とする前に、一度会員のみなさまにご意見を伺うこととし、令和3年4月28日から5月14日まで意見を募集したところ、2件のご意見をいただきました。

結果として、意見募集段階から会則（案）を変更することなく、議案とすることとしました。会則（案）は次頁から掲載しています。

また、以下に、いただきましたご意見に対する運営委員会の考え方をお示しします。

No.	箇所	ご意見	運営委員会の考え方
1	(3)自由意志による参加と、子どもの平等	役員の強制がないのは良いと思います。会員、非会員の子どもが平等というのは具体的には？PTAの会費は会員から集め、非会員への子どもへも還元されるという事でしょうか？（記念品等）PTA会費は平等ではなくなりますよね。役員の活動はボランティアなので費用はかかりませんが、この様な印刷物や記念品、会議に参加する交通費など活動をする上で費用が発生するのは必然です。会員、非会員の子どもへの差別をなくす以上、会員、非会員の費用負担も平等をお願いします。	会則（案）前文のとおり、PTAは、保護者や教職員が自由意思で参加するものであり、子どもたちのための活動を望む有志による団体です。会費の対価として会員の子どもがサービスを受けるものではありませんし、子どもたちは、「会員の子ども」ではなく、「膳所小学校の児童」として差別されることはありません。大津市PTA連合会からも、「PTA活動は、保護者の会員・非会員の区別なく、すべての子どもたちを対象として行」うよう文書が出されているところです。どうか、この趣旨をご理解いただきますよう、お願いします。
2	—	会則改正案に対する意見ではありませんが、ベルマーク収集活動は停止してもよいように思います。家庭での収集、PTAメンバーの集計の工数が多く、益も少ないと感じます。一意見として見ていただければ幸いです。	ご意見として拝聴します。なお、ウェブベルマークであれば、集計等の手間は全くかかりませんので、ネットショッピング等される方は、積極的にご利用いただきますよう、お願いいたします。

大津市膳所小学校PTA会則（案）

制定 昭和59年2月1日

最終改正 令和3年6月 日

目次

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 会員（第6条～第8条）

第3章 役員など（第9条～第11条）

第4章 総会（第12条～第15条）

第5章 運営委員会（第16条～第18条）

第6章 常置委員会、特別委員会と選挙関係の委員会（第19条～第20条）

第7章 会計（第21条～第22条）

第8章 その他（第23条～第24条）

附則

PTA（Parent Teacher Association）は、19世紀のアメリカ合衆国における保護者の活動からはじまった社会教育関係団体です。戦後、日本においても「父母と先生の会」とよばれ、教育の民主化のため、PTAをつくることがすすめられ、ひろがっていきました。

子どもたちが、すこやかに育っていくためには、保護者と教職員、地域が力をあわせることが大切であり、PTAは、そのために保護者と教職員とが平等な立場で参加する「完全に民主的な団体」とされています。PTAは、特定の政治的、宗教的な活動、営利を目的とする活動、学校の管理や人事への干渉は行いません。その活動においては、子どもの教育や福祉などのために活動する地域団体等と協力して取り組みます。また、PTAは、保護者や教職員が自由意思で参加するものであり、子どもたちのための活動を望む有志による団体でもあります。

大津市立膳所小学校PTAでは、ひとりでも多くの方に、この会則の理念をご理解いただき、それぞれができる範囲で、子どもたちや、子どもたちをとりまく環境に関わろうとすることで、子どもたち一人ひとりが尊重され、子どもたちが学校や地域ですごす時間がより豊かなものとなり、しあわせを感じながら成長していくことにつながると考え、その実現を願い、目指して活動を続けていきます。

## 第1章 総則

### (名称と所在地)

第1条 この会則で定める会の名称は、「大津市立膳所小学校PTA」です。

2 PTAの事務所は、大津市立膳所小学校内（大津市中庄二丁目8番37号）にあります。

### (読みかえ)

第2条 この会則で、これから使う次のことばは、それぞれに示していることばを読みかえています。

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) PTA   | 大津市立膳所小学校PTA     |
| (2) 学校    | 大津市立膳所小学校        |
| (3) 子どもたち | 大津市立膳所小学校の児童     |
| (4) 保護者   | 大津市立膳所小学校の児童の保護者 |
| (5) 教職員   | 大津市立膳所小学校の教職員    |
| (6) 会員    | 大津市立膳所小学校PTAの会員  |

### (目的)

第3条 PTAの目的は、保護者と教職員とが、お互いを尊重し、その信頼関係のもと、協力して、「子どもたちが、すこやかに成長していくことができるようにしていくこと」です。

### (活動)

第4条 PTAは、第3条の「目的」を達成するために、次の活動を行います。

- (1) 子どもたちの学校や地域における生活を、より充実したものにしていく活動
- (2) 子どもたちが学校や地域で安心して、安全に学べる環境をつくっていく活動
- (3) 会員が、学校や家庭、地域で行われる教育について知り、理解を深める活動

### (子どもたちの権利)

第5条 子どもたちは、その一人ひとりが尊重されるべき存在です。保護者が会員であっても、会員でなくても、PTAの活動に対して誰もが平等の権利をもち、差別されることはありません。



## 第2章 会員

### (会員の資格)

第6条 次の人たちは、会員になることができます。

- (1) 保護者（ただし、1世帯1名とみなします。）
- (2) 教職員
- (3) その他運営委員会がみとめた人

### (入会と退会)

第7条 第6条の「会員の資格」がある人は、「入会届」を会長に提出すれば、P T Aに入会し、会員になることができます。

2 会員は、「退会届」を会長に提出すれば、P T Aを退会することができます。ただし、卒業や転校、異動、退職などで、第6条の「会員の資格」がなくなった人は、自動的にP T Aを退会したことになり、会員でなくなりますので、退会のために「退会届」を提出する必要はありません。

3 「入会届」、「退会届」は、運営委員会がつくります。

### (会員の権利)

第8条 会員は、P T Aの活動に対して、誰もが平等の権利をもち、提案や意見があるときは、会長に提出することができます。会長は、そのような提案や意見を尊重し、運営委員会で報告し、または検討します。

### 第3章 役員など

#### (役員などとその役割)

第9条 P T Aの「役員」は、次のとおりです。くわしい役割は、細則で定めます。

- (1) 会長 1名 (保護者) P T Aを代表します。
- (2) 副会長 1名以上 (保護者) 会長を補佐します。
- (3) 書記 1名以上 (保護者) 文書の作成や保管、記録などの庶務事務を担当します。
- (4) 会計 1名以上 (保護者) 会計事務や財産管理を担当します。

2 P T Aには役員のほか、次の役職があります。

- (1) 顧問 1名 (教職員) 役員に助言し、学校と調整します。
- (2) 会計監査 1名以上 (保護者) 会計を監査し、総会において報告します。

3 会計を監査するという立場上、会計監査は、役員と兼任することはできません。

#### (役員などの任期)

第10条 役員、顧問、会計監査の任期は1年です。4月1日に就任し、翌年3月31日に退任します。ただし、再任することもできますし、別の役員などになることもできます。

2 役員などに欠員があった場合、補欠の取り扱いなどは、運営委員会が決めます。補欠の役員などの任期は、欠員となった人の任期の残りの期間です。

#### (役員会)

第11条 「役員会」は、会長が開き、役員が出席します。

2 役員会は、P T Aの運営などに必要な調整を行います。

3 会長は、役員会に、顧問その他の必要な人の出席を求めることができます。

## 第4章 総会

### (総会の開催)

第12条 「総会」は、PTAの「最高議決機関(意思決定機関)」です。会員は誰でも参加することができます。

2 総会は会長が開きます。また、次の場合には、会長は総会を開かなければなりません。

(1) 運営委員会が、総会を開くことが必要であると決めた場合

(2) 全会員の10分の1以上が、会長に総会を開くよう求めた場合

3 総会は、年1回の「定期総会」のほか、「臨時総会」を開くことができます。

4 会員を集めて総会を開くことが難しい場合、書面による総会、議決にすることができます。書面による総会、議決にすることは、運営委員会が決定します。

### (総会の定足数)

第13条 全会員の5分の1以上が出席しなければ、総会を開くことができません。ただし、「委任状」を提出した会員は、「出席」したことになります。

2 第12条第4項の書面による総会、議決にする場合、「議決権行使書」を提出した会員が、「出席」したことになります。

### (総会の附議事項)

第14条 総会で議決しなければならないことがらは、次のとおりです。

(1) 事業計画と予算の決定

(2) 事業報告と決算の承認

(3) 会費の決定

(4) 会則の改正や廃止

(5) その他運営委員会で、総会で議決すると決められたこと

### (総会の議決)

第15条 総会では、出席した会員の「過半数」の賛成で議決します。ただし、第14条第4項の「会則の改正や廃止」だけは、議決するために、出席した会員の「3分の2以上」の賛成が必要です。

## 第5章 運営委員会

### (運営委員会の開催)

第16条 「運営委員会」は、「総会」に次ぐ「議決機関（意思決定機関）」です。「運営委員会」では、「総会」で決まったことにそって、PTAの運営などのために必要なことを決めます。

2 運営委員会の委員（メンバー）は、役員と、常置委員会の代表それぞれ3人以内、顧問ほか学校の代表3人以内です。

3 運営委員会は会長が開きます。また、運営委員会の委員の4分の1以上が、会長に運営委員会を開くよう求めた場合には、会長は運営委員会を開かなければなりません。

### (運営委員会の定足数)

第17条 運営委員会の委員の2分の1以上が出席しなければ、運営委員会を開くことができません。

### (運営委員会の議決)

第18条 運営委員会では、出席した委員の「過半数」の賛成で議決します。ただし、「細則の改正や廃止」だけは、議決するために、出席した委員の「3分の2以上」の賛成が必要です。

2 運営委員会の委員を集めて運営委員会を開くことが難しい場合、オンラインを利用した運営委員会、議決にすることができます。オンラインを利用した運営委員会、議決にすることは、会長が決定します。

## 第6章 常置委員会、特別委員会と選挙関係の委員会

### (常置委員会と特別委員会)

第19条 「常置委員会」は、PTAの活動に必要なことについて、企画し、取り組んでいきます。

2 「常置委員会」のほかに、特別なことに取り組むときは、「特別委員会」をつくることができます。特別委員会は、その取り組みが終われば解散します。

3 常置委員会、特別委員会について、くわしくは細則で定めます。

### (選挙関係の委員会)

第20条 第9条の「役員」と「会計監査」を選ぶとき、次の委員会をつくります。

(1) 選挙管理委員会 「役員」の立候補や、投票の管理など、選挙全体を担当します。

(2) 指名委員会 「会計監査」に推薦する人を指名して、選考委員会に報告します。また、「役員」の立候補者の数が足りないときは、「役員」に推薦する人も指名して、選考委員会に報告します。

(3) 選考委員会 立候補者と、指名委員会から推薦された人の確認を行い、投票を行う「候補者」を決めます。

2 選挙管理委員会、選考委員会、指名委員会は、その役割が終われば解散します。

3 選挙管理委員会、選考委員会、指名委員会について、くわしくは細則で定めます。

## 第7章 会計

### (収入)

第21条 PTAの活動の経費は、会費や寄附金その他の収入でまかないます。

2 会費の額は、総会で決めます。

3 会費は、PTAと業務委任契約を結んだ学校が集めます。会費の集め方は、学校から会員にお知らせします。

### (会計年度)

第22条 PTAの「会計年度」は、4月1日から翌年の3月31日までです。

## 第8章 その他

### (個人情報の取り扱い)

第23条 PTAの活動のために必要な「個人情報」を手に入れたり、利用したり、管理したりすることなどについては別に定め、正しく取り扱います。

### (委任)

第24条 この会則のほか、PTAの運営などのために必要なことは、「細則」で定めるほか、運営委員会で決めます。

## 附 則

改正履歴は、次のとおりです。

昭和59年2月1日 制定

昭和63年5月28日 改正

昭和63年10月15日 改正

平成14年5月28日 改正

平成17年5月30日 改正

令和2年7月28日 改正

令和3年6月 日 改正

ただし、この改正より前に、会長に対して書面で入会の意思を示している人は、第7条第1項の「入会届」を会長に提出したこととみなします。また、改正前の「事務局員」（「会計」を除きます。）を、改正後第9条第3号の「書記」とみなします。

令和3年度 役員等名簿 1/2

1 運営委員会および会計監査

運営委員会	役員	会長			
		副会長			
		書記	(事務局員 (庶務))		
		会計	(事務局員 (会計))		
	常置委員会の代表	企画委員会	委員長		
			副委員長		
		広報委員会	委員長		
			副委員長		
		地区安全委員会	委員長		
			副委員長		
		学校の代表	顧問 (学校長)		
			教頭		
	教務主任				
	会計監査				

2 常置委員会

◇企画委員会

担当教諭:

委員長:

副委員長:

◇広報委員会

担当教諭:

委員長:

副委員長:

令和3年度 役員等名簿 2/2

◇地区安全委員会

担当教諭：

委員長：

副委員長：

委員：41名（次のとおり、地区調整連絡係（非会員）18名との合計は59名）

ブロック	氏 名
湖城が丘 5名(6名)	
	地区調整連絡係(非会員)1名
錦 6名(11名)	
	地区調整連絡係(非会員)5名
本町 10名(14名)	
	地区調整連絡係(非会員)4名

ブロック	氏 名
中ノ庄 10名(12名)	
	地区調整連絡係(非会員)2名
粟津 6名(10名)	
	地区調整連絡係(非会員)4名
別保 4名(6名)	
	地区調整連絡係(非会員)2名

※今年度からは、ボランティア「地区調整連絡係」としてPTA非会員の方にも協力いただいています。

大津市立膳所小学校PTA会則（第7号議案改正前）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、大津市立膳所小学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

（目的）

第2条 本会は、保護者と教職員が、お互いに信頼し尊敬しあって、ともに子どもの人間的な成長を願い、そのための教育や環境を考え、学び、高まっていくことを目的とする。

（方針）

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 保護者と教職員が、学校教育や家庭教育の課題について解決をはかり、その充実と向上をめざす。
- 2 保護者と教職員が、学校教育や家庭教育についての理解を深める研修を行い、家庭と地域の教育力を高める。
- 3 保護者と教職員が、地域の教育問題について理解を深め地域活動を通じて、安全で文化的な環境づくりをすすめる。

第2章 会 員

第4条 本会は以下の者で構成する。

- 1 学校に在籍する児童の保護者。
- 2 学校に勤務する教職員。

第5条 会員は、すべて平等の義務と権利を有し、目的に沿う活動を保障される。

第3章 総 会

第6条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第7条 総会の定足数は、構成員の5分の1とする。

第8条 総会は、定期総会(年1回)の他、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第9条 総会は会長が招集する。ただし、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。なお、やむを得ない事情により集会形式での開催が困難な場合は、書面により決議を行うことができる。この場合、議決権行使書の提出数を総会の出席者数とみなす。

第10条 次の各号の事項は、総会に付議しなければならない。

- 1 事業計画および予算の決定
- 2 事業報告および決算の承認
- 3 会費の決定
- 4 会則の改廃
- 5 その他重要な事項

第11条 総会の議事は出席者の過半数で決する。ただし、前条第4号については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。



#### 第4章 役員

第12条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長1名(保護者)、副会長2名以上(保護者)、ならびに会計監査委員2名(保護者)をおく。

別に顧問1名(学校長)をおく。

各役員は、他の役員を兼ねることはできない。ただし、任期中欠員の生じた場合はその限りではない。

第13条 役員は3月に選出し、4月1日に就任する。事務局員は会長が委嘱し、報告する。

第14条 各役員の任期は1年とする。ただし、3年を限度として再任および他の役員につくことができる。(但し、学校長ならびに教職員はこの限りではない。)

第15条 正副会長に欠員が生じたときは、会長については副会長の中から、副会長については運営委員会がこれを補充する。なお、そのときは前任者の残任期間とする。

#### 第5章 事務局

第16条 本会の庶務を行うため、事務局員若干名(含む会計)をおく。

第17条 事務局には事務局長をおき、会長の要請を受け役員会に出席する。

#### 第6章 運営委員会

第18条 運営委員会は、役員、各常置委員会の正副委員長ならびに事務局および学校の代表で構成する。総会に次ぐ決議機関であって、総会の決議に従い本会の業務を運営する。

第19条 運営委員会の定足数は、構成員の2分の1とする。

第20条 運営委員会は、会長が招集する。ただし、構成員の4分の1以上の要求があった場合には、会長は運営委員会を招集しなければならない。

#### 第7章 委員会

第21条 本会の活動に必要な事項について、企画・運営するために常置委員会をおく。

その他必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第22条 正副会長および会計監査委員の選出にあたり、選挙管理委員会および必要に応じて指名委員会・選考委員会をおく。

第23条 委員会の設置については細則に定める。

第24条 特別委員会、選挙管理委員会および、関係委員会は、その任務を終えるとともに解散する。

#### 第8章 経理

第25条 本会の活動に要する経費は、会費ならびに寄付金およびその他の収入でまかなう。

第26条 本会の経理は、すべて総会で認められた予算に基づいて行う。

第27条 本会の会費は、1ヶ月ごとに納める。ただし、経費の都合によって繰り上げ徴収することができる。

第28条 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第29条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### 第9章 会計監査

第30条 会計監査は、本会の経理を監査する。

第10章 そ の 他

第31条 本会の運営に関し、必要な細則は、運営委員会で定める。

この会則は、昭和59年2月1日から適用する。

昭和63年5月28日改正

昭和63年10月15日改正

平成14年5月28日改正

平成17年5月30日改正

令和2年7月28日改正

細則（第7号議案と同時改正）

大津市膳所小学校PTA細則

制定 昭和59年2月1日  
最終改正 令和3年6月 日

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、大津市立膳所小学校PTAの運営などのために必要なことを定めます。

（読みかえ）

第2条 この細則で、これから使う次のことばは、それぞれに示していることばを読みかえています。

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1) P T A | 大津市立膳所小学校 P T A     |
| (2) 学校    | 大津市立膳所小学校           |
| (3) 子どもたち | 大津市立膳所小学校の児童        |
| (4) 保護者   | 大津市立膳所小学校の児童の保護者    |
| (5) 教職員   | 大津市立膳所小学校の教職員       |
| (6) 会員    | 大津市立膳所小学校 P T A の会員 |

## 第2章 役員の役割

### (会長の役割)

第3条 会長の役割は、次のとおりです。

- (1) P T Aを代表して、保護者、学校、地域と協力していきます。
- (2) 総会や運営委員会、役員会を開きます。
- (3) 常置委員会や特別委員会、選挙関係の委員会などの委員を委嘱します。

### (副会長の役割)

第4条 副会長の役割は、次のとおりです。

- (1) 会長を補佐します。
- (2) 会長が役割をはたすことができないときは、会長を代理して役割をはたします。

### (書記の役割)

第5条 書記の役割は、次のとおりです。

- (1) P T Aの文書の作成や保管、記録などの庶務事務を行います。

### (会計の役割)

第6条 会計の役割は、次のとおりです。

- (1) 総会で決めた予算にもとづいて、収入や支払いなど、すべての会計事務を行います。
- (2) 会計の監査を受け、総会で決算について報告します。
- (3) P T Aの備品などの財産を管理します。

### 第3章 常置委員会と特別委員会

#### (常置委員会)

第7条 常置委員会は、「企画委員会」、「広報委員会」、「地区安全委員会」です。

2 常置委員会の活動は、次のとおりです。

- (1) 企画委員会 子どもたちや会員が関わりあいながら、子どもたちの学校や地域における生活をより充実したものにしていくための事業や、研修などを企画する。
- (2) 広報委員会 PTAの活動について、会員や地域に理解いただくために、PTAの目的や活動などの情報を提供する。
- (3) 地区安全委員会 地域団体等との協力関係をつくりながら、地域における子どもたちの安全を守る取り組みなど、子どもたちのためのよりよい環境づくりをすすめる。

#### (常置委員会の委員などの選び方)

第8条 常置委員会の委員は、運営委員会で会員の中から選んで、会長が委嘱します。

2 常置委員会の委員長と副委員長は、常置委員会の委員が、自分たちの中から選んで、会長が委嘱します。

#### (常置委員会の委員の任期)

第9条 常置委員会の委員の任期は1年です。4月1日に就任し、翌年3月31日に退任します。ただし、再任することもできますし、別の役員などになることもできます。

2 常置委員会の委員長に欠員があった場合、副委員長や、ほかの委員が代理になります。委員が全員欠員になった場合、補欠の取り扱いなどは、運営委員会が決めます。補欠の委員の任期は、その常置委員会の委員の任期の残りの期間です。

#### (特別委員会)

第10条 特別委員会をつくる時、運営委員会は、特別委員会の「目的」を決め、会員の中から特別委員会の委員を選んで、会長が委嘱します。

2 特別委員会の委員長と副委員長は、特別委員会の委員が、自分たちの中から選んで、会長が委嘱します。

3 特別委員会の委員長と副委員長は、会長に求められた場合、運営委員会に出席します。

#### 第4章 選挙関係の委員会

##### (選挙管理委員会の委員)

第11条 選挙管理委員会の委員は、次の人の中から3人、会長が選んで、委嘱します。

(1) 運営委員会の委員（顧問ほか学校の代表者以外）

(2) これまでに運営委員会の委員（顧問ほか学校の代表者以外）になったことがある人

2 選挙管理委員会の委員は、自分たちの中から委員長を選び、会長が委嘱します。

3 選挙管理委員会の委員長が、「これまでに運営委員会（顧問ほか学校の代表者以外）の委員になったことがある人」であっても、会長に求められた場合、運営委員会に出席します。

4 会長は、選挙管理委員会の委員と委員長を委嘱したときは、すべての会員に知らせます。

5 選挙管理委員会の委員が、次のようになった場合は、選挙管理委員会の委員でなくなり、会長が別の人を選びます。

(1) 「役員」に立候補したとき

(2) 指名委員会に推薦されたとき

##### (選挙)

第12条 選挙管理委員会は、「役員」と「会計監査」を選ぶため、「選挙」を行います。

2 選挙管理委員会は、選挙の2週間前までに、「役員の立候補の届出の締切日」と「選挙の日」を、すべての会員に知らせます。

3 「役員の立候補の届出の締切日」までに、「役員」の立候補の数が、会則で定める「役員」の数より多いときは「無記名投票」、そうでないときは「無記名信任投票」で選挙を行います。選挙管理委員会は、このことを、すべての会員に知らせます。また、「役員」の立候補者の氏名を選考委員会に報告します。

4 選考委員会が決めた「役員」と「会計監査」の「候補者」に関する次のことについて、選挙管理委員会は、選挙の3日前までに、すべての会員に知らせます。

(1) 氏名

(2) 「立候補」か、指名委員会からの「推薦」か

(3) 選挙の投票方法は、「無記名投票」か、「無記名信任投票」か

(4) ほかに選挙管理委員会が必要と決めたこと

5 選挙では、次のように当選を決め、選挙管理委員会は、選挙の結果を、すべての会員に知らせます。

(1) 「無記名投票」の場合 得票数の多い「立候補者」から順に必要な「役員」の人数が当選します。

(2) 「無記名信任投票」の場合 有効投票数の過半数を得た「候補者」が当選します。

(指名委員会)

第13条 指名委員会の委員は、運営委員会の委員のうち、次の人以外の人の中から、選挙管理委員会が選びます。

- (1) 顧問ほか学校の代表者
- (2) 選挙管理委員会の委員
- (3) 選考委員会の委員

2 指名委員会の委員は、自分たちの中から委員長を選んで、選挙管理委員会に報告します。ただし、会長は委員長になることができません。

3 選挙管理委員会は、指名委員会の委員長が決まったときは、すべての会員に知らせます。

4 指名委員会の委員が、次のようになった場合は、指名委員会の委員でなくなります。

- (1) 「役員」に立候補したとき
- (2) 指名委員会に推薦されたとき

5 指名委員会は、選挙管理委員会の指示で、次のように、「役員」と「会計監査」に推薦する人を指名し、選考委員会に報告します。

- (1) 役員 立候補者の数が足りないときだけ、すべての会員の中から選びます。
- (2) 会計監査 これまでに運営委員会の委員になったことがある人の中から選びます。

(選考委員会)

第14条 選考委員会の委員は、次の人の中から、選挙管理委員会が選びます。

- (1) 顧問ほか学校の代表者 2名
- (2) 運営委員会の委員（顧問ほか学校の代表者、選挙管理委員会の委員以外） 2名
- (3) 前年度運営委員会の委員（顧問ほか学校の代表者、選挙管理委員会の委員以外） 1名

2 選考委員会の委員は、自分たちの中から委員長を選んで、選挙管理委員会に報告します。ただし、顧問ほか学校の代表者は委員長になることができません。

3 選考委員会の委員長が、「前年度運営委員会の委員」であっても、会長に求められた場合、運営委員会に出席します。

4 選挙管理委員会は、選考委員会の委員長が決まったときは、すべての会員に知らせます。

5 選考委員会の委員が、次のようになった場合は、選考委員会の委員でなくなり、選挙管理委員会が別の人を選びます。

- (1) 「役員」に立候補したとき
- (2) 指名委員会に推薦されたとき

6 選考委員会の役割は、次のとおりです。

- (1) 期間を決めて、すべての会員に、役員や常置委員会の委員の「免除」を希望するか確認します。その結果は、運営委員会と指名委員会に報告します。
- (2) 選挙管理委員会から報告された「立候補者」と、指名委員会から推薦された人を集め、確認して「候補者」を決めます。決めた「候補者」は、選挙管理委員会に報告します。

(免除)

第15条 会員は、役員や常置委員会の委員になることができない場合は、選考委員会に「免除」を希望することができます。

2 「免除」を希望した会員は、基本的に役員や常置委員会の委員になりませんが、役員や常置委員会の委員になる人が少なく、どうしてもPTAの運営や活動ができなくなるようなときは、例外的に役員や常置委員会の委員になることをお願いすることがあります。

第5章 その他

(旅費交通費)

第16条 会長が必要だとみとめたPTAの出張にかかる旅費交通費を、出張した会員に支給します。

2 交通費を支給する出張は、膳所小学校区外への出張だけです。

3 支給する交通費は、出発地から目的地までの公共交通機関利用時の交通費です。自家用車などを使用した場合も、同じ額を支給します。

4 関係団体などの研修や懇親会などに参加する場合は、その関係団体などが求める参加費などを旅費として支給します。ただし、同じ研修や懇親会などに参加する会員は、原則2人までです。

(文書保管期間)

第17条 PTAの文書を保管する期間は5年間です。5年を過ぎた文書は、原則廃棄処分とします。ただし、会長が必要とみとめる文書は、別に保管する期間を決めて保管します。

(細則の改正や廃止)

第18条 この細則は、運営委員会で、出席した委員の「3分の2以上」の賛成で、改正や廃止をすることができます。ただし、改正の案は、その運営委員会が開催される1週間以上前に、すべての委員に知らせなければなりません。



附 則

改正履歴は、次のとおりです。

昭和59年2月1日 制定

昭和63年5月17日 改正

昭和63年10月15日 改正

平成2年5月17日 改正

平成3年5月1日 改正

平成6年3月9日 改正

平成7年12月19日 改正

平成9年1月21日 改正

平成10年1月13日 改正

平成13年2月7日 改正

平成14年3月13日 改正

平成15年1月15日 改正

平成17年3月10日 改正

平成18年7月7日 改正

平成19年3月12日 改正

平成20年2月13日 改正

平成20年12月10日 改正

平成21年12月1日 改正

平成25年2月5日 改正

平成26年1月21日 改正

平成31年3月5日 改正

令和元年12月2日 改正

令和2年3月2日 改正

令和3年3月10日 改正

令和3年6月 日 改正

大津市立膳所小学校PTA 組織図 (第7号議案改正後)

